

平成30年度 指定介護保険事業者セミナー ~事例から学ぶ介護保険~

介護保険事業運営上の留意事項 平成31年3月11日(月)



◆指導・監査について①

	目的	実施方法	効果
指導	利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、介護保険施設及び事業所の支援を基本として、サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする	1.集団指導2.実地指導→状況に応じて 監査に切替	・制度の理解 ・不正の防止 ・高齢者虐待防止 ・身体的拘束等廃止
監査	指定基準違反や介護報酬の不正請求が 疑われる場合において事実関係を把握 し、公正かつ適切な措置を採ることを 目的とする	実地検査	介護保険給付の適正化

「指導」は、制度管理の適正化とよりよいケアの実現を目指し、介護 サービス事業者等の育成・支援を目的として行うもの

◆指導・監査について②

指導

- 制度管理の適正化とよりよいケアの実現を目指す
- 介護サービス事業者等の育成・ 支援を目的として行う



- ▶事業所に義務を課したり権利を 制限したりするような法律上の 拘束力はない
- ▶事業所の自主的な協力を前提

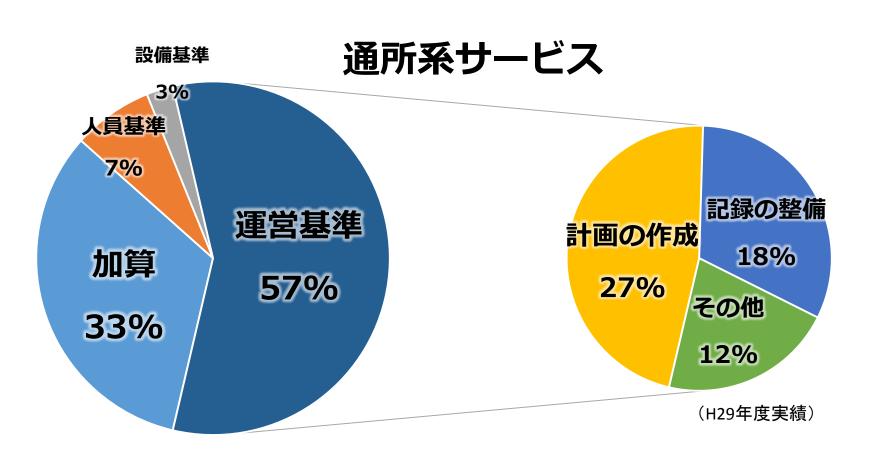
監査

- 指定基準違反や介護報酬の不正請求が疑われる場合に実施
- 事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採る

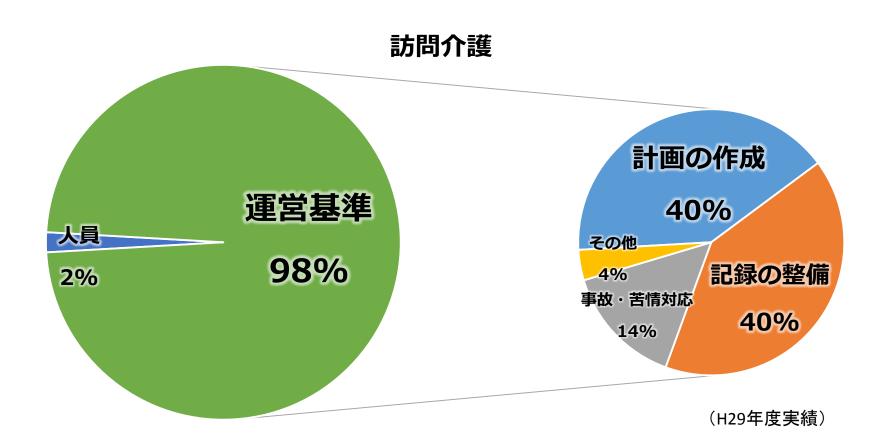


- ▶従わない場合は、勧告や命令を行うことがある
- ▶勧告や命令にも従わないときは、 指定の取消等の行政処分が行われ ることがある

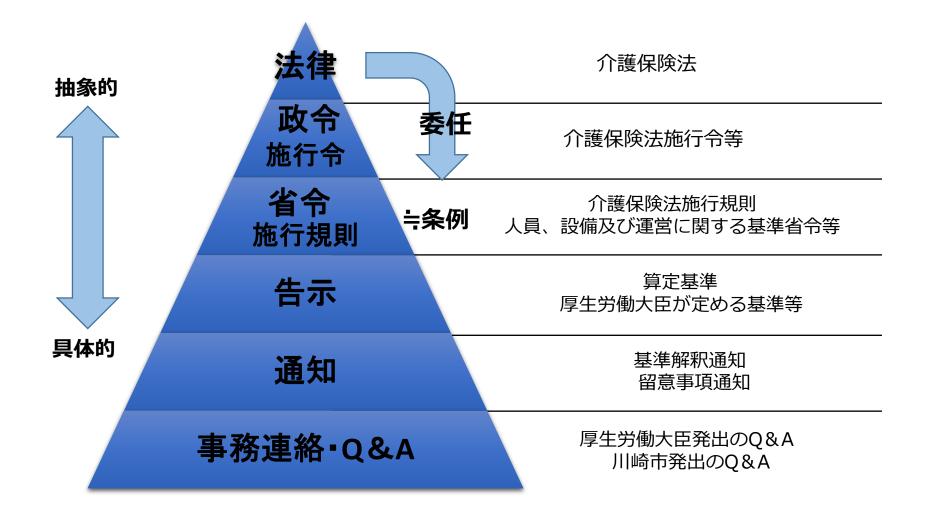
◆実地指導における指摘事由①



◆実地指導における指摘事由②



◆介護保険法令等の関係性



◆条例と省令の関係性



川崎市独自の基準があることに注意

指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営の基準等に関する省令 (基準省令)

- ①人員基準
 - ex.職員の員数、資格要件等
- ②設備基準
 - ex.事業所の必要面積・設備等
- ③運営基準
 - ex.計画の作成、記録の整備等

川崎市指定居宅サービス等の 事業の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例(基準条例)



基準省令 +

川崎市 独自の基準

◆川崎市独自の基準①

運営規程について

(川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準 等に関する条例)

第107条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごと に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定 めておかなければならなない。

(8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続

- (11) 個人情報の管理の方法
- (12) 苦情への対応方法
- (13) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応

記載例 あり

◆川崎市独自の基準②

記録の整備について

(川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等 に関する条例)

第42条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に 関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定通所介護事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供に 関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から **5 年間**保存し なければならない。
 - (1)通所介護計画
- (2)次条において準用する第20条第2項の規定による提供した 具体的なサービスの内容等の記録

完結日の考え方

川崎市
独自基準

検索



◆法令等遵守のポイント①

CHECK

●人員、設備及び運営

基準条例と基準省令は、ほとんどの内容が同じだが、 川崎市独自の基準があることに注意。

●介護報酬

介護報酬の請求にあたっては、厚生労働省が定める告示を確認。

●共通

基準や報酬告示の補足・注意事項は、厚生労働省等の 通知やQ&Aを確認。

◆法令等遵守のポイント②

適正に介護事業所運営を行うためには、介護保険法令 等の正しい理解が不可欠

日ごろから介護保険法令等を意識し、法令に沿った事業所運営が行われているか、複数の目で確認する。

基準違反や加算の要件を満たしていない場合には、 介護報酬を過誤調整(返還)しなければならない 場合があります。

◆法令等遵守のポイント③

CHECK

基準はあくまで最低限度の基準!!

第1 基準の性格(指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について)

基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な 最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常に その事業の運営の向上に努めなければならない。

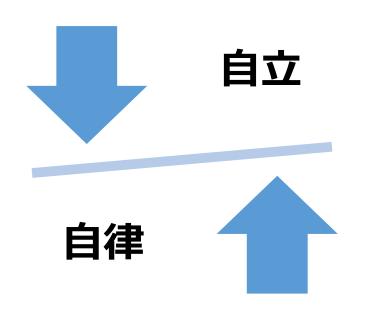
CHECK

介護保険制度は、尊厳の保持と自立支援が前提

第1条 目的(介護保険法)

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持**し、その有する能力に応じ**自立した日常生活を営む**ことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、・・・

◆介護保険制度の自立概念(法第1条)



「自立」とは「他の援助や支配を受けず、自分の力で判断したり身を立てたりすること。ひとりだち」

「自律」とは「自分の行為を主体的に規制すること。外部からの支配や制御から脱し、自身の立てた規範に従って行動すること。

身体的自立や精神的自立を中心に捉えたものであり、 字義的には「自立」に加え、「自律」という用語の 意味も含むものです

◆常に確認すべき基準等(参考)

●基準条例

- 川崎市指定居宅サービス等の 事業の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例
- 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

等

● 介護報酬関係告示

- 指定居宅サービスに要する費用 の額の算定に関する基準
- 厚生労働大臣が定める基準
- 厚生労働大臣が定める施設基準

等

● 国通知

- 解釈通知
- 留意事項通知

• Q & A

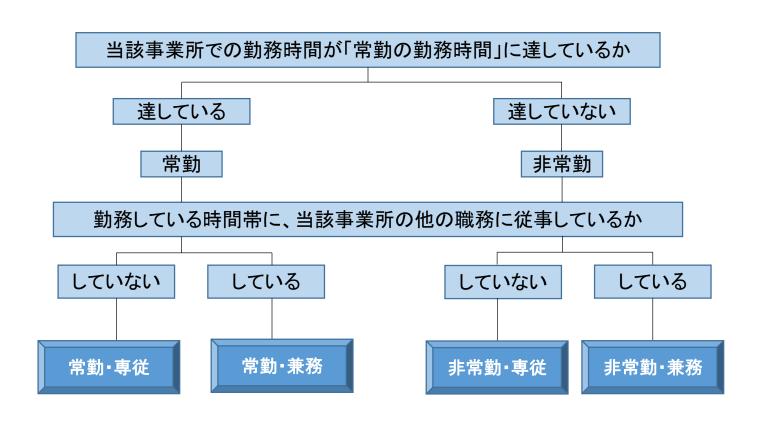
- 国Q&A
- 市Q&A

等

◆常勤・非常勤、専従・兼務の定義

用語	定義
常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に 達していること ※32時間を下回る場合は32時間を基本とする。
非常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められ ている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に 達していないこと
専従	当該事業所に勤務する時間帯において、 その職種以外の職務に 従事しないこと
兼務	当該事業所に勤務する時間帯において、 その職種以外の職務に 同時並行的に従事すること

◆常勤・非常勤、専従・兼務の考え方



◆常勤・非常勤、専従・兼務の組み合わせ

	専従	兼務
常勤	①常勤かつ専従 常勤の従業者が勤務すべき時間 に達している者が、その時間帯 において、その職種以外の業務 に従事しない場合	②常勤かつ兼務 常勤の従業者が勤務すべき時間に 達している者が、その時間帯にお いて、その職種に従事するほかに、 他の業務にも従事する場合
非常勤	③非常勤かつ専従 常勤以外の者が、その時間帯に おいて、その職種以外の業務に 従事しない場合	④非常勤かつ兼務 常勤以外の者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、 他の業務にも従事する場合

◆人員基準に関する条文の考え方①

(川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準 等に関する条例)

第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専ら その職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

ただし、指定訪問介護事業所の**管理上支障がない場合**は、当該 指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある 他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

◆人員基準に関する条文の考え方②

CHECK 「管理上支障がない場合」とは?

(指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について)

- ①当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合
- ②同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に事業所の管理業務 に支障がないと認められる範囲内に他の事業所等がある場合に、当該他の事 業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設においてサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)

◆人員基準に関するポイント



- ●雇用契約上の「正規・非正規」と介護保険上の「常勤・ 非常勤」は異なる。
- ●育児・介護休業法に規定する所定労働時間の短縮措置が 講じられている者は、利用者の処遇に支障がない場合に は、常勤の勤務すべき時間数を30時間にできる。
- ◆人員基準(告示)を読み解くにあたっては、「専ら」、「常勤」、「ただし」等の文言に注意する。

◆計画の作成・評価・見直し①

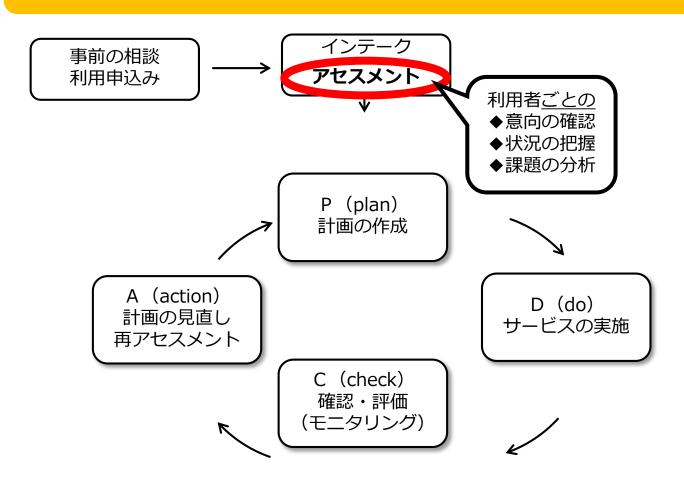


サービスの提供開始前までに、計画を作成していますか

- ●計画とは
 - →理想と現実の差を埋める工程表
- ●計画立案に求められる要件
 - 利用者のあるべき(又はなりたい)姿と現状との差異がきちんと分析されていること
 - 2. 問題(1.の差異)解決のための課題が具体的な行動として表現されていること
 - 「いつ」「どこで」「だれが」「なにを」「なぜ」 「どのように」が明確になっていること
 - 4. 実行段階に応じて目標を測る指標が明確であること
 - 5. 計画を実行に移す際の留意点、リスクが想定されていること

◆計画の作成・評価・見直し②

で CHECK 利用者のADL等により、計画の内容(目標)を パターン化し、同じ内容の計画になっていませんか



◆計画の作成・評価・見直し③

居宅サービス計画(ケアプラン)に「沿って」を全て 同じように転記しなければいけないと思っていませんか

●居宅サービス計画の目標と指定介護サービス事業者が作成する 計画の目標との関係

(例) 訪問介護計画

訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に**沿って**作成されなければならない。

(川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第25条第2項)

◆計画の作成・評価・見直し④

● 「沿って」とは **その方向性が定められた意図と合致していること**



複数のサービスを提供することで1つの目標の 達成を目指す場合は、各々のサービスごとに 求められている目標を達成することで、居宅 サービス計画の目標が達成される



各々のサービス事業者は、目標と現在地の距離 の差を測り、そのギャップを埋めるための段階 的なゴールとなる目標を設定する

◆サービスの提供の記録①

提供した日時、サービス内容、利用者の心身の状況等を記録に残していますか

サービス提供の 記録

【記載すべき事項の例】

- ①提供日
- ②提供開始時間及び終了時間
- ③提供したサービスの内容
- ④利用者の心身の状況

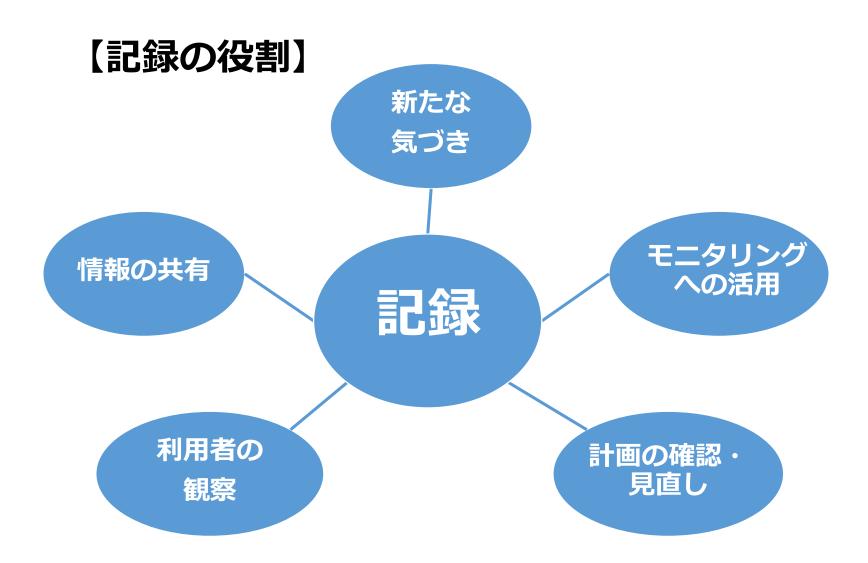
等

1.サービスを提供 したことの**証明**



2. (計画の見直し の際) 利用者の 個別の事情を反 映させるための 情報源

◆サービス提供の記録②



◆サービスの提供の記録③

記録上、明確にすべき事項 【5W1H】

- ・いつ (When)
- ・どこで (Where)
- 誰が(Who)
- 何を(What)
- なぜ (Why)
- どのように(How)

整理して記載すべき事項

【客観的事実】

- 利用者が発した言葉
- 利用者の様子

【主観的事項】

• 専門職としての意見や見解など

◆通所系サービス 【屋外でのサービス提供の要件】

①あらかじめ**個別サービス計画**に 位置づけられていること

②**効果的な**機能訓練等の サービスが提供できること

◆通所系サービス 【屋外サービスに係る指摘事項】

CHECK 振り返ってみてください・・・

- ①個別サービス計画に位置付けていますか。
- ②屋外サービスの提供日、具体的内容、利用者 の心身の状況等について**記録**を残していますか。
- ③目標の達成状況について評価していますか。
- ④単なる気分転換や娯楽を目的として位置付けて いませんか。

◆通所系サービス 【個別機能訓練加算 I Ⅱの共通事項】

居宅への訪問	 機能訓練指導員等が利用者宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況等を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成 3か月毎に1回以上、利用者宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に個別機能訓練計画の内容(評価を含む)や進捗状況等を説明し、記録するとともに訓練内容の見直し等を実施
個別機能 訓練計画	機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、 実施時間、実施方法等の内容をとする個別機能訓練計画 等を作成し評価等を実施
記録	個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担 当者等)は利用者ごとに保管

※「機能訓練指導員等」とは機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者をいう。

◆通所系サービス

【個別機能訓練加算の指摘事項(II共通)】

CHECK 振り返ってみてください・・・

- 居宅を訪問して、居宅での生活状況を確認していますか。
- ② 3月に1回以上利用者宅を訪問し、居宅での生活状況を確認した上で、進捗状況等を説明していますか。
- ③**多職種が共同して**個別機能訓練計画を作成していますか。

居宅訪問チェックシート

利用者氏名					生生	F月日		年	月	日	男・女
訪問日	平成	年	月	日()	:	~	:	要	介護度	
訪問スタッフ					耵	战種					

	項目	レベル	課題	環境 (実施場所・補助具等)	状況·生活課題	
	食事	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無			
	排泄	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無			
A D I	入浴	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無			
ADL	更衣	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無			
	整容	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無			
	移乗	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無			
	屋内移動	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無			
	屋外移動	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無			
IADL	階段昇降	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無			
TADL	調理	・自立・見守り・一部介助・全介助	有・無			
	洗濯	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無			
	掃除	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無			
	項目	レベル	課題	状況・生活課題		
	起き上がり	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無		- A &I - U-	
起居動作	座位	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無		f介護及び短期 ≸針訓練加質に	
地西野作	立ち上がり	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無		幾能訓練加算に 様式例の提示に	
	立位	・自立 ・見守り ・一部介助 ・全介助	有・無		27年3月27日老	

月入所生活介護における 関する事務処理手順例 ついて(抜粋) (平成27年3月27日老振発第0327第2号)

◆通所系サービス 【個別機能訓練加算 I Ⅱの違い】

	個別機能訓練加算(I)	個別機能訓練加算(Ⅱ)		
機能訓練指 導員の配置	常勤専従 サービス提供時間帯を通じて専ら機 能訓練指導員の職務に従事する常勤 の理学療法士等を1名以上配置	専従 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を 1名以上配置(非常勤でも可)		
目的	『身体機能』の維持・向上 (座る・立つ・歩く等)	『生活機能』の維持・向上 身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続ける目的(1人で入浴ができる等)		
訓練内容の 選定	複数の種類の機能訓練項目を準備し、 項目の選択にあたっては機能訓練指 導員等が利用者の選択を援助	実際的な行動そのものや、それを模した行動を反復して行うことにより、段階的に目標の行動ができるように内容を定める(可能な限り具体的に分かりやすく)		
実施方法	グループに分かれて実施 (人数に関する規定なし)	5 人程度以下の小集団 (個別対応含む)		
実施者	機能訓練指導員の管理の下、その他 別の従業者と共同して実施すること も可能(機能訓練指導員が勤務して いない日は不可)	理学療法士等が <mark>直接</mark> 実施		

^{※「}理学療法士等」とは、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、6月以上の経験要件あり)をいう。

◆通所系サービス 【個別機能訓練加算 (Ⅱ)の指摘事項】

CHECK 振り返ってみてください・・・

- ① 理学療法士等から

 直接訓練の提供を受けた

 利用者のみを対象としていますか?
- ②機能訓練の記録(時間・内容・担当者名等) は利用者ごとに保管していますか?
- ③ 個別機能訓練加算 I と II で目標設定の違いを 意識していますか?

◆訪問系サービス

訪問介護とは(法第8条)

1. 居宅要介護者

訪問介護は、居宅要介護者に対し、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを提供するものである。

2. 厚生労働省令で定める日常生活上の世話(法施行規則第5条)

入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話

◆訪問系サービス

1.指定居宅サービスの事業の基準(法第73条)

指定居宅サービス事業者は、**市の条例で定める人員、設備及び運営に関する基準に従い**、要介護者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、その提供するサービスの質を自ら評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

◆訪問系サービス

1. 趣旨(基準の性格)

基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならない。

2. 条例の構造

- 第1節 基本方針(第5条)
- 第2節 人員に関する基準(第6条・第7条)
- 第3節 設備に関する基準(第8条)
- 第4節 運営に関する基準(第9条~第42条)
- 第5節 共生型居宅サービスに関する基準(第42条の2・第42条の3)
- 第6節 基準該当居宅サービスに関する基準(第43条~第47条)

◆訪問系サービス 【サービス提供責任者に関する規定】

- 1. 訪問介護計画の作成(第25条)
- 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。(第29条第3項第1号)
- 3. 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。(第29条第3項第2号)
- 4. 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。(第29条第3項第3号)
- 5. サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。(第29条第3項第4号)

◆訪問系サービス 【サービス提供責任者に関する規定】

- 6. 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。(第29条第3項第5号)
- 7. 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。(第29条第3項 第6号)
- 8. 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。 (第29条第3項第7号)
- 9. 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。(第29 条第3項第8号)
- 10.その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。(第29条第3項第9号)

◆訪問系サービス 【サービス提供責任者・その他の業務】

利用申込みや訪問介護計画の作成等に付随するものでサービス提供責任者が行うべき業務と考えれるもの

- 1. 重要事項、個人情報の使用にかかわる説明
- 2. サービス提供困難時の対応
- 3. 受給資格等の確認
- 4. 要介護認定の申請に係る援助
- 5. 居宅介護支援事業者等との連携
- 6. 緊急時・苦情・事故発生時の対応

◆訪問系サービス



管理者は、事業所の従業者と業務の一元管理のほか、 基準を遵守するための必要な指揮命令を行うことされ、 ①~⑤等の業務を担うこととされています。

- ① サービスに関する全体的総括
- ② スタッフの採用・雇用管理
- ③ スタッフの健康管理
- ④ 苦情処理、事故発生時の対応
- ⑤ 実習生の受入

よって、管理者はサービス提供責任者の業務とされているものについても一緒に確認するなど、業務の進捗管理を適切に行うことが求められています。

◆訪問系サービス 【サービス提供責任者の主な業務(その①)】

サービスの申し込み等の調整(第29条第3項第1号)

- 1. サービス提供依頼の受付・基本情報、利用者情報等の把握
- 2. 受入の判断
- 3. ケアマネジャー等から、利用者情報及びサービス提供票を受領
- 4. 実態調査(アセスメント)の実施
- 5. 担当ヘルパーの選定



アセスメントでは、ケアマネジャー等から収集した情報の中で 不足しているものや確認したい情報のほか、家族が行っている介 助方法や手順等を聞き取るよう努めてください。

◆訪問系サービス 【サービス提供責任者の主な業務(その②)】

定期的な把握(第29条第3項第2号)

介護給付では、モニタリングの回数等の定めはありませんが、 訪問介護計画を立案した場合には、

実行、評価、改善のサイクルを適切に回し、目標やサービスの 妥当性を常に検証することが求められています。

また、指定訪問介護事業者は、第15条で居宅介護支援事業者等との連携に努めることとされていますので、利用者の状態変化については常に把握し、必要に応じて、担当の介護支援専門員への報告が求めれています。

◆訪問系サービス 【サービス提供責任者の主な業務(その③)】

服薬状況・口腔機能の状態(第29条第3項第3号)

利用者の大半はお薬を飲んでおり、飲み忘れ等により正しく服用していない場合は、副作用や期待した効果を得られないなどの問題が考えられ、これらを解消するため、自宅に訪問する身近なヘルパーがこれらの状況を把握することが求められています。

口腔機能は「食べること」「話すこと」において重要な役割を持っており、これらにトラブルを抱えると、必要な栄養が摂取できないほか、コミュニケーション上の困難さを引き起こす要因にもなりかねず、身近なヘルパーがこれらの状況を把握することが求められています。

◆訪問系サービス 【サービス提供責任者の主な業務(その④)】

サービス担当者会議への出席等(第29条第3項第4号)

サービス担当者会議は、サービスを提供する前に、利用者・本人を 含めて関係者と援助内容について話し合ったり、サービス提供後も行 われるサービス内容が適切か、提供時期はよいか、利用者の体調に変 化はないか等を確認するために開かれます。

開催時期は、川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第16条に、

- 1. 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- 2. 利用者が要介護更新認定又は変更の認定を受けた場合
- 3. 居宅サービス計画を変更した場合 は必ず開催することが義務付けられています。

◆訪問系サービス 【サービス提供責任者の主な業務(その④)】



- 1. サービス提供責任者は、訪問回数や時間、サービス内容の大きな変更等、訪問介護事業者だけでは対応できない問題が生じた場合、ケアマネジャー等に連絡し、サービス担当者会議の実施を呼びかけてください。
- 2. 居宅サービス計画の説明及び同意は、居宅サービス計画の第1表から第3表まで、第6表及び第7表(介護予防支援は、少なくとも「目標」「支援計画」「妥当な支援の実施に向けた方針」「総合的な方針:予防のポイント」欄に相当するもの)とされていますので、当該会議の要点等は担当者に交付されないこともあります。交付されないときは、当該会議の記録として次の項目を残すよう努めてください。

利用者氏名、提供責任者氏名、日時、開催場所、出席者、議題、ケアマネジャーからの要望、意見、検討項目、内容、結果等

◆訪問系サービス 【サービス提供責任者の主な業務(その⑤)】

具体的な援助目標及び援助内容を指示等(第29条第3 項第5号)

- 1. 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標が設定され、計画的に行うこと。(第23条第1項)
- 2. 訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。(第24条第1号)

よって、担当となったヘルパーは、指定訪問介護の提供に当たって、上記基準に沿って作成された訪問介護計画を十分把握し、提供する内容を理解することが求められています。

◆訪問系サービス 【サービス提供責任者の主な業務(その⑤)】



- 1. サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成することとされています。担当の介護支援専門員からの情報に加え、利用者やその家族から「自分らしく」「生きがいを持ち」「安らぎのある生活」とはどのようなものであるかを聞き取り、明日への期待や希望が生まれる計画の作成に努めてください。
- 2. 初回訪問でサービス提供責任者が担当のヘルパーと同行する際には、前もって、サービス内容を十分説明し、お互いの意思疎通を図るよう努めてください。

◆訪問系サービス 【サービス提供責任者の主な業務(その⑤)】

3. 担当のヘルパー以外であっても統一したサービス提供ができるように、個別援助計画の作成等に努めてください。

(個別援助計画の項目例)

- ① 利用者氏名
- ② 担当ヘルパー名
- ③ 室内状況、物品状況
- ④ 援助区分
- ⑤ サービス提供時期
- ⑥ 曜日別具体的援助内容とその方法
- ⑦ 援助項目の所要時間
- ⑧ その他、特記事項等

◆訪問系サービス 【サービス提供責任者の主な業務(その⑥)】

業務の実施状況の把握(第29条第3項第6号)

サービス提供責任者は、

- ① サービス提供記録と訪問介護計画の内容を照合し、相違がないこと。
- ② サービス提供記録とサービス提供票を照合し、相違がないこと。 等を把握する他、常日頃から、ヘルパーには報告や連絡を義務付け、利用者個人や周りの環境の変化等の把握に努めてください。

◆訪問系サービス 【サービス提供責任者の主な業務(その⑦)】

訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理(第29条第3項第7号)

業務を効率的かつ能率的に遂行するためには、ヘルパーの活動状況を適切に把握するとともに、能力や希望を踏まえ選定することが、利用者に対して迷惑をかけないことにつながり、また、ヘルパー自身の精神的負担の軽減にもなります。

<選定の参考例>

- ◆稼働時間に柔軟に対応できる
- ◆利用者の雰囲気から適していると思われる年齢層
- ◆利用者の状態を見極めて援助ができる

◆訪問系サービス 【サービス提供責任者の主な業務(その⑦)】

研修、技術指導等を実施(第29条第3項第8号)

研修、技術指導等を実施は、18年改正によりサービス提供責任者の役割として追加されました。

研修は、実施することが目的ではなく、実施したことが行動に活かされ、効果が感じることができることが重要です。 よって、研修テーマについては、

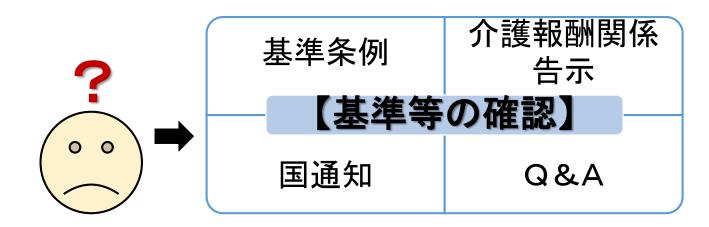
- ① アンケート等によりヘルパーの要望を聞き取り
- ② ①の要望とサービス提供責任者が考える課題等を盛り込み 年間スケジュールを立てるように工夫してください。

◆行政への事故報告

【市への報告が必要な事故の範囲】

- ① サービスの提供による、利用者の負傷又は死亡事故の発生 ※原則として、外部の医療機関で受診を要したもの (事業者側の過失の有無を問わない)
- ② 食中毒及び感染症、結核の発生
- ③ 職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生
- ④ その他、報告が必要と認められる事故の発生
 - ※ 事故発生後、**1週間以内**に事故報告書を作成し、郵送又は持参して提出すること。
 - ※ 死亡事故、感染症、職員の不祥事及びその他の重大事故については、事故後速やかに電話で報告し、事故処理の区切りがついてから、事故報告書を提出すること。

◆川崎市に寄せられる質問



基準等を確認してもわからない

or

この解釈で合っているか?

市へFAXにて御質問ください

川崎市 FAX質問

検索 🖑

◆メール配信サービス

【メール配信サービスへの登録のお願い】

介護保険制度運営等に関する様々な川崎市からのお知らせは、すべてメール配信にて連絡しています。

メール配信サービスについて、未登録の場合は、以 下の両サービスへ登録をお願いします。

- 1. かわさきメール配信サービス
- 2. かながわ福祉サービス振興会のメール配信サービス

セミナーは以上で終了です。

御清聴ありがとうございました。

